

令和元年（ワ）第172号、同2年（ワ）第216号、同3年（ワ）第181号

違法行為差止請求事件

原告 和田廣治 外

被告 金井 豊 外

証拠説明書（16）

令和5年5月22日

富山地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 岩 淵 正 明



外

号証	標目 (原本・写の別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲 147	平成 25 年度原子力規制委員会第 1 回会議議事録 (抄本)	写 平成 25 年 4 月	原子力規制委員会	原子力規制委員会 2013 年 4 月 3 日平成 25 年度第 1 回会合において、田中委員長は、「安全基準」というと、基準さえ満たせば安全であるという誤解をよぶことがあって」と述べていること。又、大島委員も、「基準を決めれば、それが安全を確保するというのではなくて、いわばミニマムの基準」と述べていること。
甲 148	第百八十六回国会衆議院 原子力問題調査特別委員会議録 第九号 (閉会中審査) (抄本)	写 平成 26 年 8 月	衆議院事務局	平成 26 年 8 月 7 日の衆議院原子力問題調査特別委員会において、田中委員長は日本の原発の安全基準が全ての点において世界最高であると言えないことを認め、世界最高水準のレベルという表現を使っていること。